

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第7回）議事要旨

1 日 時 平成19年9月6日（木）9時00分～12時00分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、藤垣主任調査員、高橋専門調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案(国民年金8件)についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立の内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

その結果、保険料が未納であることを前提とした申立事案3件については、当委員会で受け付ける内容ではないとの判断から、社会保険事務局へ返送することとされた。また、その他の5件については、追加調査等が必要との判断から、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 次回は、9月13日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第8回）議事要旨

1 日 時 平成19年9月13日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎4階 共用第3会議室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、松尾主任調査員、草野専門調査員ほか

4 主な議題

(1) 中部・近畿ブロック地方第三者委員会委員長会議の内容についての報告

(2) 申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 事務局から、9月12日（水）に開催された中部・近畿ブロック地方第三者委員会委員長会議の内容について、「地方委員会における調査審議全般についての意見交換」や「国民年金・厚生年金の事案処理の進め方等」を中心に報告が行われた。

報告後、調査審議のスピードアップの方法等について意見交換がされた。

(2) 事務局から、継続審議となっている申立事案（国民年金1件）に係る追加調査の結果について報告を行った。次に、岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案（国民年金3件、厚生年金1件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立の内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、9月21日（金）9時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第9回）議事要旨

1 日 時 平成19年9月21日（金）9時00分～12時00分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、藤垣主任調査員、高橋専門調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案(国民年金5件)についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 次回は、9月27日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第10回）議事要旨

1 日 時 平成19年9月27日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎4階 共用第3会議室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、松尾主任調査員、草野専門調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金事案1件についてあっせん案を審議し、決定した。

(2) 事務局から、継続審議となっている申立事案（国民年金1件）に係る追加調査の結果について報告を行った。次に、岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案（国民年金3件、厚生年金1件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、10月4日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕